

令和5年度国保ヘルスアップ支援 事業(案)について

令和4年11月28日(月)
令和4年度第1回鹿児島県国民健康保険運営協議会

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F. モデル事業(先進的な保健事業)

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

★ 令和5年度鹿児島県国保ヘルスアップ支援事業（案） ★

目的

市町村が、医療情報や健診情報を用いたデータ分析に基づくPDCAサイクルに沿った保健事業の充実・推進が図れるよう、保険者として環境づくりを行い、被保険者の健康の保持増進や疾病予防、生活の質の向上、ひいては国保医療費の適正化や国保財政の健全化につなげる。

事業概要

	事業開始年度	事業内容	事業分類
① 糖尿病重症化予防対策事業	H30～	人材の確保 ・育成事業	D
② 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業	R2～	モデル事業 (関係団体と連携した予防 健康づくり)	F
③ 糖尿病重症化予防に係る人材育成事業	R3～	市町村保健事業の更なる 推進に資する基盤整備	A
④ 地区別保健事業研修	R4～	都道府県が実施する 保健事業	C
⑤ ICTを活用した推進健康づくり事業	R3～	データ活用による予防・健康づ くりの質の向上を図る事業	E
⑥ 健康づくり普及啓発事業	R4～	市町村保健事業の更なる 推進に資する基盤整備	A
⑦ データ・街ing(マッチング)保健事業	R4～	市町村の 現状把握・分析	B
⑧ 【新】適正服薬支援事業（仮名）	R5～	人材の確保・育成事業 (市町村国保と関係機関 の連携体制の構築)	D

1. 糖尿病重症化予防対策事業

目的

本県では、平成29年1月に、県医師会、県糖尿病対策推進会議との三者合意による「鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し、医療機関、行政等が協力・連携して重症化予防に取り組んでいるところである。今後さらに地域の取組を推進するため、糖尿病に関する最新の知見等情報の共有化、医科歯科等関係者間の連携体制の構築及び保健指導従事者の人材確保及び資質の向上を図る。

事業内容

- (1) 糖尿病重症化予防対策検討会の開催
- (2) 糖尿病重症化予防連携強化研修会の開催
- (3) 「糖尿病かかりつけ医」(未受診者用)協力医登録制度の運用

1 - (1) 糖尿病重症化予防対策検討会

構成委員

- ・糖尿病対策推進会議（県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県栄養士会，糖尿病療養指導士会）
- ・市町村国保
- ・保険者協議会（全国健康保険協会鹿児島支部）
- ・鹿児島県国民健康保険団体連合会
- ・県（健康増進課，国民健康保険課）
- ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合

検討内容

- ① 糖尿病重症化予防対策における本県の現状と課題の検討
- ② 糖尿病重症化予防連携強化研修会の企画・評価



1 - (2) 糖尿病重症化予防連携強化研修会

ねらい

中央研修：最新の知識の習得等を目的とし、かかりつけ医をはじめとする多職種のスキルアップを図る
 地域研修：各地域におけるかかりつけ医をはじめとする多職種の連携体制の構築を目的とし、事例検討をメインに開催

実績

【研修対象】医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士，栄養士，保健師，看護師など

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
中央研修	【回数】1回 【テーマ】糖尿病の重症化予防 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【回数】2回 【テーマ】糖尿病の重症化予防 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【回数】2回 【主なテーマ】高血圧と重症化予防 【講師】鹿児島大学 西尾教授 大石教授 出口診療講師	【回数】4回 ※ 県医師会館で開催し、各都市医師会等計18~19会場へTV中継を実施 【主なテーマ】高血圧と重症化予防 【主な講師】鹿児島大学 大石教授	【回数】2回 【主なテーマ】未定 【主な講師】白石病院 徳永腎臓内科部長 鹿児島市立病院 野崎腎臓内科部長 鹿児島大学 大石教授	研修内容等今後調整
地域研修	【地区】奄美 【回数】1回 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【地区】熊毛，川薩， 【回数】各地区各1回 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【地区】始良・伊佐，肝属，南薩 【回数】各地区各1回 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【地区】曾於，出水，徳之島 【回数】各地区各1回 【講師】鹿児島大学 出口診療講師	【地区】奄美，熊毛，川薩 【回数】各地区各1回 【講師】鹿児島大学 出口特例准教授	

1 - (3) 「糖尿病かかりつけ医」(未受診者用) 協力医登録制度の運用

目的

糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づく市町村の保健事業の推進・支援に協力していただける医師を確保するとともに、糖尿病患者への支援体制の構築を図る。

役割

市町村が実施する糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいて実施する糖尿病患者への支援

条件

- 1 県医師会が実施する糖尿病をテーマとした中央研修を受講した医師
- 2 糖尿病の診療に携わっている医師
- 3 糖尿病かかりつけ医(未受診者用)協力医としての役割を担うことを承諾した医師
- 4 糖尿病未治療者※への紹介に承諾した医師
※ 内科的疾患のかかりつけ医のいない未治療者に限る



2. 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業

目的

糖尿病と歯周病の関連性は高く、糖尿病重症化予防に向けて歯周病予防に取り組む必要があることから、歯科衛生士の登録制度を構築し、市町村が実施する糖尿病重症化予防対策事業において歯科保健指導事業を実施し、歯周病予防に取り組むことにより、糖尿病の重症化予防を図る。

ねらい

研修会をとおして、糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導の必要性について市町村担当者等の理解を促すとともに、市町村が実施する糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導に従事可能な歯科衛生士の登録制度を構築・運用することにより、歯科衛生士等のマンパワー不足の改善を図る。

事業内容

- (1) 糖尿病重症化予防歯科保健指導従事者登録事業の実施
- (2) 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導モデル事業
- (3) 事業報告会の開催

◎ 本事業については、県歯科医師会と連携を図りながら取り組む

2 - (1) 糖尿病重症化予防歯科保健指導従事者登録事業の実施

(1) 糖尿病重症化予防等の歯科保健指導に従事可能な歯科衛生士登録制度の構築と運用

- ① 県歯科医師会及び歯科衛生士会各支部への説明
- ② 歯科衛生士登録者名簿の作成
- ③ 市町村へ登録者名簿を情報提供し、制度を運用

(2) 登録者に対するスキルアップ研修の実施

開催地区：未定

対象者：糖尿病重症化予防歯科保健指導従事者登録事業の登録者等

内容：① 糖尿病重症化予防の歯科保健指導について
② 特定保健指導について

歯科衛生士登録者名簿

令和3年度末で、130名の登録あり。

その半数（73名，53%）は鹿児島市在住であり，他地域の登録者を増やす必要あり。

2 - (2) 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導モデル事業

目的：糖尿病重症化予防を実施する市町村に対し，歯科保健指導の準備から実施，評価までの支援を行い，事業の効果的な実施方法について検証し，県内への横展開を図る。

開催地区：3地区を予定

内容：① 糖尿病重症化予防事業における歯科保健指導

② 登録歯科衛生士とのマッチング

③ 実施方法の検証

④ 評価の検討

⑤ 実施内容等について，市町村を対象とした事業報告会の開催

R2年度

R3年度

R4年度

R5年度

始良市

適宜相談に応じフォローを行う

中種子町

A市町村

B市町村

3. 糖尿病重症化予防に係る人材育成事業

目 的

県医師会，県糖尿病対策推進会議との三者合意により作成した「鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき，市町村ごとに重症化予防に取り組んでいるところであるが，従事者の資質の向上及び糖尿病療養指導士会との連携を図ることにより，今後さらに効果的・効率的な事業実施を目指す。

事業内容

糖尿病療養指導士会から市町村従事者等への研修

【対 象】市町村及び保健所担当職員

【内 容】(1) 糖尿病療養指導士会会員による講話

①食事療法 ②運動療法 ③薬物療法

(2) 糖尿病療養指導士会会員による各市町村が実施する取組や個別支援への助言

【開催地区】

令和3年度からの3年間で県内全域を網羅する計画

(令和3年度) 肝属地区，奄美地区，南薩地区

(令和4年度) 始良・伊佐地区，熊毛地区，川薩地区

(令和5年度案) 鹿児島地区，出水地区，曾於地区 (予定)

4. 地区別保健事業研修

目 的

市町村等の特定保健指導従事者が、医療費の現状や特定健康診査・特定保健指導の健診データ等から地域の健康課題を理解することにより、特定保健指導対象者の行動変容、さらには共助力・まちづくり能力の獲得につながる保健指導が実施できるとともに、地域におけるネットワーク構築を図る。

事業内容

各地域振興局・支庁・事務所において研修会の実施

【対 象】市町村等で特定保健指導を担当する保健師，管理栄養士等

- 【内 容】① 医療費の現状や特定健診・特定保健指導結果等からみた地区別の課題の共有
② 運動指導士等による実技指導
③ 保健指導に活かせる地域資源等の情報収集・活用
④ 事例発表・事例検討等を中心としたグループワーク 等

※ 事業費連動分の指標に対応するため、令和3年度から国保ヘルスアップ支援事業に加えたもの。
実施体制及び実施内容については従来通り。

5. ICTを活用した健康づくり推進事業

目的

市町村が、ICTツール（タブレットなど）により遠隔面接・支援を行うことで効率的に保健指導を実施する。また、体組成計等から得られる健康データを活用して効率的・効果的に保健指導を実施することで、市町村及び県全体の特定保健指導の実施率の向上を図る。（特定保健指導の未利用者対策）

事業内容

- 日々、対象者が血圧・体脂肪等を測定した情報や特定健診の結果を踏まえた保健指導により、生活習慣の変容や健康意識の向上を促す。
- また、保健指導は、ビデオ通話等を通じた面接など、効率的に実施する。
- 事業終了後、対象者の意識調査を行い、ICTツールを活用した保健指導の効果について検証し、横展開を図る。

6. 健康づくり普及啓発事業

目的

健康に関する正しい知識や保持増進に関する内容の周知・啓発の実施により、ポピュレーションアプローチの強化を図り、若年層も含めた国保被保険者に対する健康意識の向上及び行動変容を促し、ひいては医療費適正化につなげる。

事業内容

- (1) 健康意識の向上及び行動変容を促す広報活動の実施
活動内容 食事、生活習慣等、健康意識の向上につながる内容のテレビ番組の放映等
- (2) 効果的な広報に関する研修会の開催
研修内容 ナッジ理論等を用いた効果的な広報の内容や方法

7. データ・街ing（マッチング）保健事業

目的

KDBデータ等を活用して健康課題の明確化を行うとともに、市町村の社会資源（医療機関、マンパワー等）やデータヘルス計画にもとづく保健事業の実施状況も踏まえ、保健事業の効果検証を実施する。その結果を、第2期データヘルス計画の評価及び第3期データヘルス計画の策定に活用し、効果的な保健事業の実施につなげ、医療費適正化の強化を図る。

事業内容

データヘルス計画の評価の実施，効果的な保健事業の提案

【対象】データヘルス計画に関連のある市町村国保職員及び保健所職員担当者

【内容】

- 1 現行データヘルス計画の評価や現状の把握のため、全市町村へのヒアリングを実施
- 2 市町村，二次保健医療圏域，県単位で分析を実施
- 3 **全市町村及び県に対し、効果的な保健事業を具体的に提案**
- 4 **提案された保健事業を実施した場合の効果予測シミュレーション**
- 5 データヘルス計画の見直しの方角性に関する説明

R4

R5

8.適正服薬支援事業（仮名）

目的

国保被保険者の適正服薬に関する意識啓発及び地区薬剤師会と連携した重複・多剤服薬の支援を要する基準該当者への支援を行うことにより、国保被保険者の健康の保持増進、疾病の早期回復を図り、ひいては医療費の適正化を目指す。

事業内容

1. 国保被保険者に対する重複・多剤への意識啓発
 - ・重複・多剤勧奨者の相談窓口の設置
 - ・健康まつり等での相談窓口の設置
2. 行政機関の保健指導の充実強化
 - ・国保被保険者の重複・多剤対象者一覧から限られた人員で効果的な訪問指導を行うことができるよう地域協力薬剤師による優先的に支援が必要な対象者の選定支援
 - ・モデル市町村が実施する対象者への重複・多剤に係る保健指導における薬剤に関する相談対応



①国保被保険者に対する
重複・多剤への意識啓発

②行政機関の保健指導の
充実強化

個人の重複多剤に関する意識
市町村における地区薬剤師との連携 など